

○財務省告示第三百六十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年十月十五日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五							
額最		イ 払		イ 発		イ 募							
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特						
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I						
面	金	金	金	金	金	金	金						
金	金	金	金	金	金	金	金						
千		千	二	額	四	込	募	各	当	も	各	価	一
万		四	千	面	千	み	限	国	て	の	申	格	国
円		百	三	金	万	の	度	債	る	か	込	競	債
		十	八	額	円	応	の	市	。	ら	み	争	市
		八	百	で	で	募	場	場	。	そ	の	入	場
		億	九	二	二	額	特	特	。	の	う	札	特
		八	十	千	兆	を	別	別	。	ち	ち	発	別
		千	八	三	二	割	参	参	。	募	募	行	参
		四	億	十	千	り	加	加	。	額	額	「	加
		百	七	九	九	当	者	者	。	を	を	と	者
		九	千	十	百	て	ご	ご	。	順	順	い	。
		十	百	一	六	る	と	と	。	次	次	う	第
		一	六	万	十	。	の	の	。	割	割	。	I
		万	六		億	。	応	応	。	り	り	。	非

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十五年十月十五日
十二	国債市場	額面金額百円につき九十九円九
十三	特別参加	額面金額百円につき九十九円九
十四	償還金額	額面金額百円につき九十九円九
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十五年十月十五日